

健衛発 0121 第 1 号
平成 25 年 1 月 21 日

各
〔都道府県
政令市
特別区〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の
一部改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業の登録制度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところであるが、同通知の第 3 の 2 (1)カを下記のとおり改正することとし、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、本制度の円滑な運用につき御配慮をお願いする。

なお、今般の改正を踏まえ、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例を別添のとおり作成したので、参考とされたい。

記

第 3 登録基準

2 留意事項

(1) 登録業全体について

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。